

知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成24年熊本県規則第26号）新旧対照表

旧	新
<p>○知事が保有する行政文書の管理に関する規則 （平成24年3月31日規則第26号） 改正 平成25年3月29日規則第36号</p> <p>（略）</p> <p>（保存期間の延長）</p> <p>第4条 知事は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している<u>不服申立て</u>における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第6条第1項に規定する開示請求があったもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条の規</p>	<p>○知事が保有する行政文書の管理に関する規則 （平成24年3月31日規則第26号） 改正 平成25年3月29日規則第36号</p> <p>（略）</p> <p>（保存期間の延長）</p> <p>第4条 知事は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している<u>審査請求</u>における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第6条第1項に規定する開示請求があったもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条の規</p>

定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があったもの 同条例第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 知事は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

別表(第2条、第3条、第5条関係)
(略)

45	不服申立てに関する <u>裁決又は決定</u> (審議会等における検討等を含む。)及びその経緯	<u>不服申立ての提起</u>	<u>不服申立ての提起に関する文書</u>	<u>裁決又は決定</u> は <u>決定</u> その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	移管。ただし、 <u>不服申立て</u> が取り下げられた場合に関する行政文書ファイル等については、廃棄とする。
		要件審査	要件審査に関する文書		
		審理	弁明に関する文書		
			反論に関する文書		
			証拠調べに関する文書		
		審議会等に関する文書			
		取下げ	取下げに関する文書		
<u>裁決(決定)</u>	裁決等に関する文書				
通知	関係者への通知に関する文書				

(略)

定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があったもの 同条例第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 知事は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

別表(第2条、第3条、第5条関係)
(略)

45	<u>審査請求に関する裁決</u> (審議会等における検討等を含む。)及びその経緯	<u>審査請求の提起</u>	<u>審査請求の提起に関する文書</u>	<u>裁決</u> その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	移管。ただし、 <u>審査請求</u> が取り下げられた場合に関する行政文書ファイル等については、廃棄とする。
		要件審査	要件審査に関する文書		
		審理	弁明に関する文書		
			反論に関する文書		
			証拠調べに関する文書		
		審議会等に関する文書			
		取下げ	取下げに関する文書		
<u>裁決</u>	裁決等に関する文書				
通知	関係者への通知に関する文書				

(略)